

相模原市情報公開条例

〔平成12年12月25日〕
条例第39号

改正 平成16年3月26日条例第3号 平成17年12月21日条例第69号
平成18年3月9日条例第1号 平成18年12月25日条例第55号
平成21年12月22日条例第44号

相模原市公文書公開条例(昭和61年相模原市条例第1号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 公文書の公開(第5条—第16条)
- 第3章 不服申立て(第17条—第25条)
- 第4章 雑則(第26条—第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する市民の権利を定めることにより、市政に対する市民の理解を深め、一層開かれた市政の推進を図り、もって市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、地方自治の本旨に即した市政の運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、第三者の権利又は利益が不当に侵害

されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(平 18 条例 55・一部改正)

(公文書の公開の請求方法)

第6条 公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対して、次の事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。ただし、公開請求に係る公文書に、公表を目的として作成し、又は取得した情報その他明らかに公開することができる情報が記録されている場合であって、実施機関が公開請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又

は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護並びに公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

れ

(6) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(平 16 条例 3・平 18 条例 55・一部改正)

(公文書の一部公開)

第 8 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第 1 号の情報(特定の個人が識別されうるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別されうることとなる部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分以外の部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第 9 条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第 7 条第 6 号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第 10 条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定)

第 11 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の公開しない旨の決定(第 8 条第 1 項の規定により、公開請求に係る公文書の一部を公開しないときを含む。)をした場合は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該決定に係る公文書が、その決定の日の翌日から起算して 1 年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかなきときは、その旨を付記するものとする。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の規定による決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求のあった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うものとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(事案の移送)

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送した実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関が、公開するものとする。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公開決定等をするに当たって、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会

を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

(平 18 条例 55・一部改正)

(公文書の公開の方法)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、公開請求に係る公文書を直接公開することにより、当該公文書の管理に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の公開に代えて、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

(公文書の閲覧の手数料等)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の閲覧に係る手数料は、相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の規定にかかわらず、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書(第15条第2項の規定により公文書を複写したものを含む。)の写しを交付する場合の当該写しの交付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(平 18 条例 55・一部改正)

第3章 不服申立て

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、相模原市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての決定又は裁決を行うものとする。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、又は変更し、不服申立てに係る公文書の全部を公開する場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(平 18 条例 1・平 18 条例 55・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決を行う場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

第20条 削除

(平18条例1)

(審査会の調査権限等)

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、委員の全員の構成により調査審議を行う必要があると認める場合を除き、その指名する委員3人をもって構成する部会で調査審議する。

(平18条例1・一部改正)

(意見の陳述等)

第22条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(平18条例55・一部改正)

(提出資料の閲覧等)

第 2 3 条 不服申立人及び参加人は、諮問実施機関に対し、第 2 1 条第 3 項及び第 4 項並びに前条の規定により諮問実施機関が審査会に提出した意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

3 第 1 項の規定による意見書又は資料の写しの交付に要する費用は、これらの写しの交付を求めるものの負担とする。

(審議手続の公開)

第 2 4 条 審査会の行う審議の手続は、第 1 7 条の規定による諮問に応じ調査審議する会議を除き公開する。

(組織及び運営)

第 2 5 条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

第 2 6 条 削除

(平 18 条例 55)

(公文書の管理)

第 2 7 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書に関する必要な事項について規則で定めを設け、これに基づき、公文書を適正に管理しなければならない。

(公文書の目録等の作成)

第 2 8 条 実施機関は、その定めるところにより、公文書の目録その他の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第 2 9 条 市長は、毎年 1 回各実施機関の公文書の公開等についての実施状況をとりまとめ、公表しなければならない。

(出資法人等の情報公開)

第 3 0 条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の情報の公開が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、実施機関が保有していないものについてその閲覧又は写しの交付の請求があったときは、出資法人等に対して当該文書の提出を求めるもの

とする。

4 前項に規定する出資法人等の範囲は、規則で定める。

5 第3項の規定に基づき当該出資法人等が提出した文書は、第2条第2項に規定する公文書とみなしこの条例を適用する。

(指定管理者の情報公開)

第30条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、同法第244条第1項の規定により設置された公の施設の管理を行うに当たり取り扱う情報に関し、この条例の趣旨にのっとり当該情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の情報の公開が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 実施機関は、第1項の情報に関する文書であって、実施機関が保有していないものについてその閲覧又は写しの交付の請求があったときは、指定管理者に対して当該文書の提出を求めるものとする。

4 前項の規定に基づき指定管理者が提出した文書は、第2条第2項に規定する公文書とみなしこの条例を適用する。

(平16条例3・追加)

(情報の提供)

第31条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、必要な情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(審査会及び審議会の委員の守秘義務)

第31条の2 審査会及び相模原市情報公開・個人情報保護審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平18条例1・追加)

(適用除外)

第32条 この条例は、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続が別に定められている場合における当該公文書の公開については、適用しない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第34条 第31条の2の規定に違反して秘密を漏らした審査会の委員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平18条例55・追加・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の相模原市公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定により、現にされている公文書の公開請求は、この条例第5条の規定による公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現にされている旧条例第11条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例第17条に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

5 この条例の電磁的記録に関する規定は、この条例の施行の日以後に作成し、保存し、又は取得した電磁的記録について適用する。

6 この条例の施行前に附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の規定により委嘱された相模原市公文書公開審査会の委員である者は、この条例の相当規定により、審査会の委員に委嘱された者とみなす。

7 前項に規定する者及びこの条例第20条の規定により施行後最初に委嘱される委員の任期は、この条例の規定にかかわらず、平成14年6月30日までとする。

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

8 津久井町及び相模湖町の編入の日前に旧津久井町情報公開条例(平成14年津久井町条例第19号)又は旧相模湖町情報公開条例(平成13年相模湖町条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

9 城山町及び藤野町の編入の日前に旧城山町情報公開条例(平成13年城山町条例第18号)又は旧藤野町情報公開条例(平成14年藤野町条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年3月26日条例第3号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日条例第69号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年3月9日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(相模原市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の相模原市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第20条の規定により設置された相模原市情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)に対して、旧情報公開条例第17条の規定によりなされ

た諮問(この条例の施行の際答申がされていないものに限る。)及びその調査審議の手続は、附則第6項の規定による改正後の附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号。以下「新附属機関設置条例」という。)の規定により設置される相模原市情報公開・個人情報保護審査会(以下「新審査会」という。)に対して、この条例による改正後の相模原市情報公開条例の相当規定によりなされた諮問及びその調査審議の手続とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会が旧情報公開条例第20条第2項の規定により情報公開に関する制度の改善その他重要事項について審議している事案は、新附属機関設置条例の規定により設置される相模原市情報公開・個人情報保護審議会(以下「新審議会」という。)が審議している事案とみなす。

附 則(平成18年12月25日条例第55号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則に1項を加える改正規定 平成19年3月11日
- (2) 第2条の規定 平成19年7月1日
- (3) 第3条の規定 平成19年10月1日

附 則(平成21年12月22日条例第44号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月14日から施行する。

(相模原市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 施行日前に第10条の規定による改正前の相模原市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)の規定により公平委員会がした処分、手続きその他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の相模原市情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)の規定により人事委員会がした処分、手続きその他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧情報公開条例の規定により公平委員会に対してされている請求その他の行為は、新情報公開条例の規定により人事委員会に対してされている請求その他の行為とみなす。